

電気供給業を行う法人の事業税について

電気供給業を行う法人は、収入金額を課税標準とする収入割の申告が必要です。

収入金額が課税標準となりますので、赤字でも税額が発生します。

また、令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人は、収入割と所得割との合算額によって事業税を課することとされました。

電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気の供給をしているという実態のある事業をいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。

※電力会社による電気供給業だけでなく、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した売買事業も対象になります。

小売電気事業等とは

電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

発電事業等とは

電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業又は自らが維持し運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

課税標準となる収入金額の算定

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

課税標準となる収入金額

原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）であり、電気供給業の事業収入によるすべての収入を含みます。

①収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

②控除すべき金額

控除すべき金額のうち主なものは以下のとおりです。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金
- 需要家等から収納する工事負担金等
- 収入割を課税される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第36条の賦課金
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等

税率について

○小売電気事業等・発電事業等を行う法人

| 税目 | | 課税標準 | 事業年度開始時期 | | |
|---------|-----|-----------|----------------------|---------------------|---------|
| | | | H26.10.1～ R1.9.30 | R1.10.1～ R2.3.31 | R2.4.1～ |
| 法人事業税 | 収入割 | 収入金額 | 0.9% | 1.0% | 0.75% |
| | 所得割 | 所得 ※ | — | — | 1.85% |
| 特別法人事業税 | | 法人事業税収入割額 | — | 30.0% | 40.0% |
| 地方法人特別税 | | 法人事業税収入割額 | 43.2% | — | — |

※法人税の課税標準である所得の計算の例により算定します。

資本金・出資金が1億円を超える普通法人には、所得割に代えて付加価値割及び資本割が適用されます。

小売電気事業等・発電事業等とそれ以外の事業を併せて行う場合

| | | |
|-----------|---|---|
| 原則 | <p>次の事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの課税標準額及び税額を算定してください。</p> <p>① 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等） →収入割及び所得割</p> <p>② 電気供給業（上記以外）→収入割 ※</p> <p>③ その他の事業（所得等課税事業） →所得割（及び付加価値割、資本割）※</p> | <p>複数の事業部門に共通の収入金額又は経費があるときは、最も妥当な基準（例：各事業部門の売上金額など）によって按分計算してください。</p> |
| 例外 | <p>主たる事業に比べ、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業の課税方式によって課税標準額及び税額を算定しても差し支えありません。</p> | <p>「軽微なもの」に該当するどうかは、その実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。</p> |

※②及び③の税率は、上記税率表とは別の税率が適用されます。

申告書の添付書類

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| (1) 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6） | (2) 法人税法施行規則様式別表4 |
| (3) 貸借対照表及び損益計算書 | (4) 雑収入内訳明細書 |
| (5) 収入金額及び所得算定の基礎資料（区分計算書など）※ | |

※小売電気事業等・発電事業等、その他の電気供給業又はその他の事業を併せて行う場合のみ

問い合わせ先

香川県県税事務所 事業税課

TEL 087-806-0309